

「受給権者の権利を護る」使命を果たすために知っておきたい!

“私の事件”から読み解く 障害年金支分権消滅時効の運用誤りと問題点

社会保険労務士・消費生活アドバイザー きと よしあき 木戸 義明

NTTを転進退職後、NDSリースに7年余勤務。その間、労働社会保険に関する職務経験なし。本稿で紹介する“私の事件”の係争中に、個別事件とは関係なく一般論として運用改正または法改正の必要性を感じ、急遽、受験と事務指定講習を経て開業登録した、異色の社労士。職歴の約95%がサラリーマンであり、そこでの企業法務経験（法律相談、契約書審査、訟務等）が勝訴に貢献した。
ホームページ <http://www.kido-sr.com> ブログ <http://kido-sr.sblo.jp/>

本稿で問題とするのは、公的年金の消滅時効の運用の違法性と不合理性の一般論です。真にやむを得ない事情により裁定請求が遅れた場合に「なぜ全額が支給されないのか」。私は実際に成年後見人法定代理人の本人訴訟として、この問題を含む2つの論点で国と争い、平成24年4月に名古屋高裁でほぼ完全勝訴しました。ところが、この事件（以下、「私の事件」という）とほとんど同じ内容の事件が、平成25年9月、広島高裁岡山支部において控訴人（原告側）敗訴となっています（以下、「岡山の事件」という）。

この問題は複数の要素が複雑に絡み合っているからか、これまで取り上げられることもありませんでしたが、受給権者の権利を護るために、社労士は知っておかなければならないと考えています。私は一方の事件の当事者ではありますが、できるだけ客観的に、この問題の重要性、論点、今後の動向等について述べ、「本来どうあるべきか」を問う国民的議論とすべき材料を提示したいと思います。

1 障害年金消滅時効制度の運用の現状と問題点

(1) 問題の所在と重要性

本稿の概要をイメージしていただくために、まず問題の所在を一口で表現すると、ここで問題にするのは、公的年金の消滅時効の運用の違法性と不合理性の一般論です。社労士の実務で言えば、「障害年金遡及支払い5年間の常識は、実は違法である」ということです。

長い期間の遡及支払いと言うからには、認定日請求の問題に限定されます。そして、私が一番問題にしているのは、統合失調症等の精神障害で、ご本人に病気・障害といった自覚のない場合、障害状態であると判断できない状態である場合等、真にやむを得ない事情により裁定請求が遅れた場合の取扱いです。受給権が得られ、それを初めて知ったのに、「なぜ全額が支給されないのか」という、至って素朴な問題です。

すでに述べましたが、私は、この問題を含む2つの論点で国と争い、名古屋高裁で

ほぼ完全勝訴しました。その判決理由では、両論点について、「国は、判決理由とは異なる見解を縷々主張するが、いずれも採用することはできない」と断言されています（なお、本稿では、一方の論点である「消滅時効の起算日の法解釈に関する一般論」に限定して話を進めます）。私の主張が認められなかったのは遅延損害金の起算日が1カ月遅れた点だけで、私の気持ちとしては、「ほぼ完全勝訴」ではなく「完全勝訴」です。

この問題は、企業が関与していない障害基礎年金の場合に多く発生しています。障害年金の受給権は、憲法25条2項（「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」）に基づき具体化した重要な権利で、多くは経済的弱者である受給権者にとってより重要な権利となっています。これが、国の運用解釈誤りによる違法行為により公然と侵害されているのです。これは大問題ですが、政府も国会議員も、学者でさえも、ほとんどの人がこのことを認識していません。そして、聴く耳を持たない人が多いのです。すでに具体化した受給権（財産権）に対する権利侵害は、憲法29条違反にもなるのですが、そのように考える人は少ないようです。

もちろん、きちんと理解したうえで権利を放棄するのは自由です。しかし、内容が複雑に入り組んでいるために、現在、受給権者自身が自身の権利を理解し護ることは不可能です。私は、社労士こそが、受給権者のためにその権利を護る使命を負っていると考えています。

（2）誤りの根本は 「支分権消滅時効の起算日」

この問題は複数の要素が複雑に絡み合っ

ていますが、誤りの根本は、「支分権消滅時効の起算日の解釈誤り」です。表現を変えれば、法の定める支払期月の解釈誤りです（消滅時効の進行は、「実際に権利行使できる時から」とするのが正しい解釈です）。また、平成19年7月6日に法律本法の消滅時効に係る条項の改正が施行され（それ以前は支分権については会計法が適用）、以降の裁定については、時効の援用に関する運用誤りも加わります。

年金に関しては、時効事件が多く提訴され、多くの裁判例で国が勝訴していますが、これは国の主張する別の理屈を裁判所が妥当と認めたものです。

関係する法令を挙げておきましょう。

■国年法16条（厚年法33条）

給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定する。

■国年法18条（厚年法36条）

③年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

■国年法102条（厚年法92条）

①年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第3項において同じ。）は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

③給付を受ける権利については、会計法第31条の規定を適用しない。

■民法166条1項

①消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。